

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例  
案

平成 30 年（2018 年）2 月 20 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 4 年条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 49 条の 5 を第 49 条の 6 とする。
- (2) 第 49 条の 4 中「別表 6」を「別表 7」に改め、同条を第 49 条の 5 とする。
- (3) 第 49 条の 3 中「別表 5」を「別表 6」に改め、同条を第 49 条の 4 とし、第 49 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料等）

第 49 条の 3 法第 12 条の 7 第 1 項の規定により 2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けようとする者又は同条第 7 項の規定により当該特例の認定に係る事項の変更の認定を受けようとする者は、申請の際、別表 5 に定める手数料を納付しなければならない。

- (4) 別表 6 中「第 49 条の 4」を「第 49 条の 5」に改め、同表を別表 7 とする。
- (5) 別表 5 中「第 49 条の 3」を「第 49 条の 4」に改め、同表を別表 6 とし、別表 4 の次に次の 1 表を加える。

別表 5（第 49 条の 3 関係）

手数料の種類	手数料の額
2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	1 件につき 147,000 円

2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る 特例認定事項変更認定申請手数料	1件につき 134,000円
------------------------------------------	----------------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(理 由)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定等の事務に係る手数料を定めるとともに、所要の規定整備を行うため、本案を提出する。